

社会福祉法人ようすい会行動計画

職員の仕事と子育ての両立をめざし相談窓口の設置や、情報提供を進めてきたかいもあり、広がってきている。平成29年1月からは育児・介護休業法が全面施行され、職員に対し周知や情報提供を行い、内容を充実させていく。

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成31年3月31日

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成29年 3月～ 法に基づく諸制度を再調査
- 平成29年 4月～ 制度に関する資料を職員室に掲示及び配布。
(内容は随時更新する。)

目標2：育児休業を取得しやすい環境づくりの為、管理職の研修を行う。

<対策>

- 平成29年 3月～ 現状把握
- 平成29年 4月～ 社会保険労務士の意見も含め相談し、研修内容の検討
- 平成29年 5月～ 研修の実施